

確定申告

=申告は、正しくお早めに=

2.16 水 ▶ 3.15 火

※土曜日・日曜日は除く

ご不明な点など、
お気軽にお問い合わせください。

▶ 豊橋税務署
☎ (0532) 52局6201
▶ 税務課
☎ 23局3509
FAX 23局0180

所得税

個人が1月から12月までの
1年間に得た所得にかかる
国の税金です。

《確定申告が必要な方》

① 事業所得や不動産所得のあった方、公的年金を受給していた方、土地や建物を売った方、源泉徴収有りの特定口座以外で株式などを譲渡し、利益があった方などのうち、平成22年中の所得が所得控除の合計額を超えた方 ② サラリーマンで、給与の年収が2000万円を超えた方、2か所以上から給与を受けた方、給与所得以外の所得が20万円を超えた方 ③ 年収2000万円以下で年末調整を受け、医療費控除や住宅借入金等特別控除（最初の年のみ）な

どの適用を受けようとする方

《確定申告に必要なもの》

① 印鑑（新規に口座振替での納税を申し込む場合は通帳印） ② 申告書 ③ 控除証明書（社会保険料、国民年金保険料、生命保険料、地震保険料など） ④ 源泉徴収票（金額の多少に関わらず、複数枚ある場合はすべて） ⑤ 収支内訳書（営業・農業・不動産、その他の事業収入がある方のみ。平成21年分収支内訳書の控え、平成23年度分償却資産申告書の控えも併せてお持ちください） ⑥ 固定資産税課税明細書（農業・営業・不動産など、固定資産税を経費とする事業収入がある方のみ。平成22年5月に送付しています） ⑦ 医療費の領収書と、保険などで補てんされた金額がわかるもの（医療費控除を受ける方のみ） ⑧ 上場株式等の配当支払通知書または特定口座年間取引

報告書 ⑨ 本人名義の口座番号がわかるもの（通帳など）

《申告すると税金が戻る場合》

次のような場合には、源泉徴収された税金や予定納税をした税金が納め過ぎになっていることがあり、確定申告をすることで還付を受けることができます。

① サラリーマンの方で、年の途中で退職し、年末調整を受けなかった場合 ② 医療費を多く支払った場合（医療費控除） ③ マイホームを住宅ローンなどの借入で取得した場合（住宅借入金等特別控除） ④ 災害や盗難に遭った場合（雑損控除） ⑤ 予定納税をしたが、確定申告の必要がなくなった場合

※①・②は、2月1日（火）から豊橋税務署および市役所税務課で還付申告を受け付けています。

《平成22年からの主な改正》

寄附金控除・政党等寄附金特別控除について、適用下限額が2千円に引き下げられました。（ただし、市県民税の寄附金控除・政党等寄附金特別控除については、今までどおり適用下限額は5千円です。）

《その他の申告について》

「個人事業者の消費税及び地方消費税」の申告は3月31日（木）まで、

「贈与税」の申告は3月15日（火）までです。

《休日における確定申告の受付》

● 日時 2月20日（日）・27日（日）午前9時～午後5時（混雑の状況により受付終了時刻が早まる場合があります）
● 場所 豊橋税務署（豊橋合同庁舎1階大会議室）

※詳しくはお問い合わせください。

▼ 豊橋税務署
☎ (0532) 52局6201

《申告書は自分で記入を》

申告書の記入は難しくありません。税を理解するため、自分で書いてみましょう。申告書は、国税庁ホームページ（<http://www.nta.go.jp>）から作成できます。また、e-Taxによる電子申請も利用可能です。

イータックス

e-Tax

を利用すると…

- ① 国税庁のHPで24時間受付
- ② 最高5000円の税額控除
- ③ 添付書類を省略可
- ④ 還付金が素早くお手元に



さらに便利で使いやすく！
ネットでも申告・納税。
e-Tax
国税電子申告・納税システム

詳しくは国税庁ホームページで
<http://www.e-tax.nta.go.jp>

イータックス | 検索